

第54回香川県国土利用計画審議会議事録

令和5年2月7日（火）

日 時	令和5年2月7日（火） 午後13時30分～午後14時50分		
場 所	香川県庁北館4階 402会議室		
出席者	香川県国土利用計画審議会（10名）		
	委員	入 船 美 徳	香川県農業協同組合中央会総合対策部部长
	委員	加 内 雅 彦	（公社）香川県宅地建物取引業協会会長
	委員	五所野尾 恭一	香川県森林組合連合会代表理事会長
	委員	西 成 典 久	香川大学経済学部教授
	委員	野 瀬 康 弘	香川県土地改良事業団体連合会常務理事
	委員	野々村 敦 子	香川大学創造工学部教授
	委員	花 岡 通 子	学校法人花岡学園理事長
	委員	古 田 昇	徳島文理大学文学部教授
	委員	好 井 智 子	かがわ自然観察会代表
	委員	吉 岡 和 子	前香川県各種女性団体協議会会長
	（事務局）		
	環境森林部	部長	木村 士郎
	環境政策課	課長	石川 昌宏
		課長補佐	熊谷 多希子
		主任	内海 由浩
	みどり保全課	課長補佐	山津 宙行
欠席者	委員	石 川 恭 子	ビジネス香川編集長
	委員	栗 秀 代	元香川県民生委員児童委員協議会連合会理事
	委員	谷 川 俊 博	香川県町村会会長
	委員	辻 村 修	香川県市長会会長
	委員	吉 田 洋 子	香川県商工会議所女性会連合会会長

第 54 回 香川県国土利用計画審議会 議事概要

司会 (事務局)	<p>それでは、定刻となりましたので、第 54 回香川県国土利用計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、木村環境森林部長から御挨拶を申し上げます。</p>
木村部長	<p>(木村部長あいさつ)</p>
司会	<p>申し遅れましたが、私は環境政策課の熊谷と申します。本日の会議の進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、お手元に配付させていただいております資料について、確認させていただきます。</p> <p>(配付資料の説明)</p> <p>以上の資料を、配付させていただいております。お手元にございますでしょうか。</p> <p>(不足資料なし)</p> <p>本日は、委員改選後、初めての審議会であり、また、初めてご出席された方もいらっしゃると思いますので、私から、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。お席の順に御紹介させていただきます。入口側の列、一番奥からお席の順にご紹介させていただきます。</p> <p>(各出席委員及び欠席委員の紹介)</p> <p>なお、本日御出席いただいております委員は、15 名中 10 名で、香川県国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項に定められております「委員の 2 分の 1 以上の出席」という定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>まず、議題(1)の会長の選出についてお諮りいたします。国土利用計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定によりますと、本審議会の会長は、「委員の互選により定める」こととなっております。</p> <p>いかがお取り計らいいたしましょうか。</p>
野瀬委員	<p>これまで、本審議会の委員を長く務められ、本県の土地関係行政にも精通されております徳島文理大学の古田委員にお願いしてはいかがでしょうか。</p>

<p>司会</p>	<p>古田委員というご発言がございましたが、いかがでしょうか。 ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、古田委員よろしいでしょうか。</p> <p>(古田委員了承)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、古田委員にもご了解をいただきましたので、会長をお願いいたします。古田会長、会長席にお移りください。</p> <p>(古田会長 着席)</p> <p>それでは、古田会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(古田会長あいさつ)</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>本日の議事につきましては、当審議会の運営規程によりまして、原則公開となります。</p> <p>本日の審議会の会議の開催を一般に周知いたしましたところ、傍聴希望者はいらっしゃらないことを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、これからの議事の運営につきましては、国土利用計画審議会運営規程第3条の規定に基づき、古田会長をお願いいたします。</p> <p>古田会長、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>古田会長</p>	<p>まず、審議会条例第4条第3項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理すると定められておりますので、私の方から会長代理を指名したいと存じます。</p> <p>会長代理を花岡委員にお願いします。</p> <p>(花岡委員了承)</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、香川県国土利用計画審議会運営規程第5条第2項に基づきまし</p>

<p>事務局 (石川環境政策課長)</p>	<p>て、本日の議事録に署名をいただく委員を選出させていただきます。 野々村委員に、本日の議事録の署名をお願いしたいと思います。</p> <p>(野々村委員了承)</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 まず、諮問事項である議題の「香川県土地利用基本計画の変更」につきまして、事務局の方から説明をお願いします。</p> <p>香川県環境政策課長の石川でございます。 それでは、土地利用基本計画の変更について、説明いたします。 議題内容の説明に先立ちまして、まず、香川県土地利用基本計画の概要について簡単に御説明させていただきたいと思っております。参考資料としてお配りしております「土地利用基本計画の概要について」を御覧ください。</p> <p>土地利用基本計画ですが、「1. 内容」に記載のとおり、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、知事が定める計画で、県土を土地の利用目的によって、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の5つの地域に区分し、それぞれの地域区分ごとの土地利用の原則や、重複する地域における土地利用の調整等に関する事項を定めるものでございます。「3. 位置づけ」にありますが、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの個別規制法に基づく計画の上位計画として位置づけられており、「4. 役割」にありますが、「個別規制法の枠を超えて、一元的に土地利用計画を策定し、土地利用の総合的かつ基本的な方向づけを行うことにより、各種土地利用の総合調整機能を果たす計画」、また、「土地取引規制、開発行為の規制に関する措置を行う際の基本となる計画」となっております。</p> <p>計画図の変更条件としては、「5」にあるとおり、面積が1 ha以上又は幅が100 m以上となる土地利用の変更を行う場合、計画図の変更が必要となり、変更に当たっては、「6」のとおり、関係市町長、国土利用計画審議会、国土交通大臣の意見を聴かなければならないこととなっております。</p> <p>続きまして、裏面を御覧ください。今回の変更案件に関して、手続きを具体的にフローチャートにしたものでございます。本日の変更案につきましては、中段左側でございますが、昨年11月1日付けで関係市町長に意見照会を行い、異議のない旨の回答をいただいております。また、その下の右側でございますが、11月14日付けで国土交通省に対し、関係省庁との事前調整を依頼し、12月13日付け調整を終了した旨の通知を受けております。</p> <p>今後、本日の御審議において、御了解がいただけましたら、国土交通大臣への</p>
---------------------------	---

	<p>正式な意見聴取を行うこととしており、順調に進めば年度末にはすべての手続きを終えられる見込みとなっております。</p> <p>それでは、本日の諮問案件についてご説明させていただきます。「資料1 香川県土地利用基本計画の変更について（案）」を御覧ください。</p> <p>1 ページをお開きください。1 ページは変更内容説明書でございまして、5 地域区分の変更概要の総括表です。現行計画の面積、変更する面積、変更後の計画面積を記載しておりますが、今回の変更案によりまして、森林地域が 11ha 縮小することとなります。</p> <p>2 ページをお開きください。変更地域別の概要でございまして。変更案件ごとに整理番号、変更地域名、関係市町名、変更する部分の重複面積、現況によって判定した変更部分の地目現状、変更を必要とする理由などについて記載しておりますが、今回は案件が 1 件となっております。</p> <p>3 ページから 5 ページにつきましては、変更しようとする区域を示した変更位置図と変更区域図となっており、縮小部分は黄色で表示しております。土地利用基本計画の計画図は、4 ページのとおり、5 万分の 1 の地形図上で記すこととなります。なお、別添の参考資料 1 の赤線で囲んだ箇所が、今回変更する正確な箇所図となります。</p> <p>恐縮ですが、資料 1 の 2 ページにお戻りいただきまして表をご覧ください。変更地域別概要につきまして、説明させていただきます。</p> <p>採石事業及び太陽光発電施設用地造成のため、民間会社が事業主体となって、三豊市三野町吉津字塩木山において、平成 31 年 3 月に林地開発許可を受けました。令和 4 年 3 月に開発が完了したものであり、事業区域面積約 16.6ha、開発森林面積は 11.4ha となっております。</p> <p>本事業は、採石事業を行い、その後、当該土地において太陽光発電施設用地を造成するものであり、当該土地に、併せて、洪水調整池・沈砂池などの防災施設が整備されております。開発森林面積部分は既に森林から転用されたため、森林地域を 11ha 縮小するものです。</p> <p>以上で、簡単ではございますが、諮問事項であります、香川県土地利用基本計画の変更についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>よろしく御審議をお願いいたします。</p>
古田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>詳しく説明いただきましたが、ただ今の説明について、御質問等がございましたらお願いします。</p>
野瀬委員	<p>直接は関係ないですが、太陽光発電の発電能力はどのくらいでしょうか。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>申し訳ございません。確認しまして、改めて皆様に共有させていただきます。</p>

野瀬委員	常設審議委員会において、農地を転用する場合どれだけ発電能力があるかということを確認いただいて転用議決をするのですが、規模が大きいもので興味がありまして質問させていただきました。
古田会長	それでは、後日報告ということでよろしくお願いたします。 特に関係の深い部門の方もいらっしゃると思いますが、他の委員の皆様、いかがでしょうか。
好井委員	確認したいのですが、この発電施設は民間業者の施設ということでよろしいでしょうか。 元々山だった所で採石をして、山が平らになった所で、民間業者が発電用地として利用して、今後発電をしていくということでしょうか。
事務局 (環境政策課)	はい。そのとおりです。
会長	ドーナツ状に森林区域が残るということでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	林地開発を行うときに、森林面積が1 ha を超える場合には、森林法の林地開発許可の手続きが必要になります。その際に、環境的な影響や防災の影響を考えて、開発をする区域の周囲に、一定以上の森林を残して開発を行う決まりになっております。
古田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
花岡委員	元々は採石目的で切り拓いて、その跡地を利用しようというので太陽光になったということでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	そうです。岩石を取って、産業用のバラス(砕き石)の利用を考えて始まったもので、その後できた平場を利用して、太陽光発電施設の事業用地を造成したものです。元々は森林であったため、その持っている水の保全機能等を持たせるために、洪水調整池や防災施設を作るということを条件に事業用地にした、ということであります。
花岡委員	池を周辺に作ったのでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	(参考資料1の)赤い枠の中が開発を行っている区域であり、この範囲の中に、雨が降った後一旦貯めておいて、一気に水が流れないようにする施設を作って

	います。
花岡委員	何か緑のところが残っているようにも見えるのですが、そうではなくて調整池でしょうか。もしくは頂上の黒い部分がそうでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	太陽光発電施設を置いている周辺に並んで、調整池を作っております。
好井委員	この山の元々の標高はわかりますか。
関係課 (みどり保全課)	正確には分かりませんが、200m 前後ではないかと思えます。
好井委員	山のうち、赤い枠で囲まれている広い部分すべてが太陽光になるわけではなく、一部ということよろしいでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	赤い枠の範囲には、侵入路等も含まれております。正確な面積は分かりませんが、枠の半分から3分の2に太陽光発電施設が置かれているのではないかと思います。残りの部分に、4つの洪水調整池、4か所防災施設が設置されております。
好井委員	これだけ広いと、遠くから見ても分かるというか目立つと思いますが、環境的に見たときに、広い場所で高さが100m位の所に、これだけの面積の太陽光発電があると、周りの環境もそうですが、動植物、特に鳥が移動する場合、非常に妨げになるような感じがしますがどうでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	高いところからの視点から見ると確かにそうですが、審査する際に、周りに残置森林を配置することで許可しております。
野瀬委員	追加の質問になります。結構遠くから目立つと思いますが、地域に対する説明とか、例えば反射光に対しての反対とか、そういう運動はなかったのでしょうか。
関係課 (みどり保全課)	この計画については、反対等があったとは聞いておりません。 また、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発については、地域への説明を「行うことが望ましい」という基準になっております。
入船委員	今、環境関係の話が出ましたが、上からの地図だけで見ているので、可能であれば、周辺環境が整っているのであれば、写真を添付するのは難しいでしょう

	<p>か。現場を知っている方ならいいが、我々は初めて見て、土地勘がなければ環境の話をするのも難しいのかと思います。今回は難しいかもしれませんが、次回からあればいいと思います。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>事務局の方で紙ベースの写真がありますので、回覧をさせていただきます。</p> <p>(各委員に資料を回覧)</p>
西成委員	<p>土地利用について、土地所有者と開発経緯、そして現状について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>開発区域の土地所有者は、この事業者の関係者であり、土地を自身の所有にして事業が行われております。経緯については、さきほど最初の採石事業について説明させていただいたとおりです。また、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、かなり古い時代から採石事業が行われており、事業承継を経て、今の民間事業者が岩石の壁を取り除くなど採石事業の基準を満たした後、太陽光発電を設置したという経緯でございます。</p>
西成委員	<p>今は採石事業ができる状態でしょうか。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>今は採石事業の認可が完了しているためできません。</p> <p>残っている森林は残置森林という扱いであり、そこで再開発をしようとする、新たな許可が必要ということになります。</p>
西成委員	<p>この場でこういう計画が出てくると、森林地域の保全という目線も出てくると思います。塩木山という名前の由来は分かりませんが、おそらく木材の近いところで、燃料として多くの人が入っていた里山だったのではないかと思います。</p> <p>これからの時代を考えると、エネルギーは大事ですが、この山はシンボリックな場所ですので、やはり森林に戻すことに大きな意味があるように思えます。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>今ご指摘があったように、大きな意味での自然環境、そちら（森林へ戻すこと）への誘導もあると思います。それともう一つは土地利用ということで、林地開発につきましては、森林法において、災害・水害など四つの点で審査して問題なければ許可しなければならないという法律になっております。土地を利用するという点と保全するという点とが合うところで許可がされているところですが、元々されていた木材利用や、先ほどありました自然生物的なことにつきましては、それぞれの審査の中で、個別の問題がないかどうか審査の対象になっていますので、確認のうえ、最終的な許可がされています。</p>

野々村委員	<p>審査の際に問題がなかったというご説明がありました。上に調整池が4つできるというお話でしたが、調整池の貯水容量と大雨によってオーバーフローして、下の周辺の方に影響が及ばないかという調査はすでにされているのでしょうか。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>防災施設を計画するときには、調整池の大きさと一旦貯めておく量を、森林から転用された場合の計算として、森林のときと更地になったときを比較して、ある一定量以上は一度に外に流さないような容量を計算したうえで、調整池が作られており、4か所で合計 27,680 m³となっています。一方、出口の排水の方は、下流に流れる量を計算して、流し出し口の大きさを決めております。</p>
野々村委員	<p>分かりました。 排水の関係が管理されていないと、土砂災害を引き起こしてしまったりもしますので、この場での審議ではないかもしれないですが、その後のメンテナンスのこともケアしていけばいいと思います。</p>
古田会長	<p>他にございますでしょうか。</p>
花岡委員	<p>(席札に)関係者と書かれているので、どういうことをお尋ねしていいかわからないのですが、業者さんではないということによろしいでしょうか。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>県の職員です。</p>
花岡委員	<p>分かりました。関係者という言葉が理解し辛かったためお尋ねしました。 今、議題になっているのは、この開発の環境に対しての不安要因だと思います。いったん許可した後は、監督をするのかどうか。これだけ山の山頂がなくなって、動物や鳥の住处だった環境がなくなっている。周辺には緑がかなり残されていると思いますが、これがどこの管理になるかわからない。侵食されて森林がだんだん小さくなるということにならないか。開発時は、緑を残すということで許可をしたのに、その緑が保全されていないという状況にならないように、ぜひ監督をしていただきたいと思います。太陽光については、自然エネルギーに転換しないといけない時代になっているので、ある意味必要な部分もありますが、必要な自然環境を保全していかないといけないというせめぎ合いのところ、緑を残すために監督をしっかりしていただきたいと思います。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>許可を出す際の条件として、事業者に対して、半年に一度、施工状況を報告することとしており、それをもとに、担当職員が現場へ行って、防災上・施工上問</p>

	<p>題がないか確認しております。また、林地開発が終了するときにも、完了の検査を行っております。さらに、これは県の取り決めですが、完了から5年間は防災施設を継続して監視することとしておりまして、今はその途中となっております。なおかつ、5年を過ぎても、その場所が無断で伐採されていないか、県内一円をパトロールしておりまして、そういうことがないように普及啓発を行ったうえで、事象があれば指導を行って森林復旧をお願いすることで維持管理に努めております。</p>
花岡委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>私は綾川町によく行くことがあるのですが、谷がだんだんなくなってきていることは御存知でしょうか。</p> <p>産廃で埋もれていって自然環境が変わってくるのではないかと。これから産廃が無くなることはないのか、また、綾川町の受け入れ体制がいいと伺っていますので、辺りの自然環境が随分変わるのではないかと考えています。</p> <p>ごみを出す方では処理場がなくては困る一方で、自然環境にどれだけの影響があるのかということも、監督官庁がそういう視点でしっかり見ていただかないといけないと思いつつ、いつも通っています。</p> <p>自然の保全という意味でしっかりと監督していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
加内委員	<p>ただいま花岡委員が言われたことについて、過去には廃棄物が持ち込まれて大きな問題になったことがあります、今はかなり環境も厳しくなっており、そういうことはなくなっています。</p> <p>それともう一点、写真を見る限り、太陽光の半分は設置されているということで、環境面に立ってと言っても、もうすでに設置されている状況です。また、我々の方にも、太陽光発電について大手の業者が来ており、香川県では山というよりため池に行っている。ため池の整備には県から補助が出ていたが、それが無くなり、維持するためには利用しないといけなくなっているところでは。</p>
古田委員	<p>大変議論が活発になり、ありがとうございます。</p> <p>この審議会の役割を超えた、いろいろなことが出てきたかと思いますが、今後の行政の参考にしていただきまして、手続き上の不備等がなければ、この土地利用基本計画の変更については、御異議がないということで、知事の方に答申することとさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
西成委員	<p>基本的なことですが、手続きに間違いがなければというのはどういう意味でしょうか。</p>

古田会長	<p>さきほど事務局から説明のありました、土地利用基本計画の変更の手続きに関しまして、国土交通省や関係市町村との事前調整を行ったうえで、最終的に本審議会で審議を行っている、ということでございます。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>ただいま会長が言われたとおりですが、手続き的な部分で、事業用地の土地所有者が事業を行うということで、なかなか行政の方で規制がかけられない部分がありますが、開発にあたっては、関係法令である森林法ですとか、太陽光であれば、本事業は少し古い案件になりますが、平成31年4月以降に新しく太陽光を設置する場合には、太陽光発電施設の設置のためのガイドラインを県の方で作りまして、環境面や周辺地域との調和といった観点でプロセスを踏んで発電をするようお願いしております。行政が課している法令の手続きも踏まえたうえで、本日も説明した土地利用基本計画の図面におきまして、現状に合わせて、森林地域から除くというプロセスも踏んでいるということでもあります。西成委員が言われたように、シンボリックな場所での太陽光発電事業が果たしてよかったのかというところではありますが、適正な手続きを踏んだうえでの開発を止めるとか、事業をやめさせることは難しい部分もございます。</p> <p>そういう中で、環境面や周辺の部分との調和をしっかりと図った上でという点に関して、本事業については周辺との揉めごとといったところも聞いておりませんし、また、土地利用基本計画図の変更の手続きも適正に行っておりますので、この案件に関しては、変更してもよいのではないかと考えております。</p>
西成委員	<p>本案件は、国土利用計画審議会にかけられる案件になるのでしょうか。むしろ、基礎自治体や開発許可を出すところではないかと思いますが、開発許可を出す監督官庁はどちらになるのでしょうか。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>林地開発許可は、県が出しております。</p>
西成委員	<p>基礎自治体である三豊市はあまり関わっていないということでしょうか。</p>
関係課 (みどり保全課)	<p>林地開発における申請があった段階で、森林法の手続きにおいて、計画の内容について三豊市に意見を聴くこととなっております。</p>
西成委員	<p>現状の意思決定の仕方が必ずしも正しいとは思えないです。基礎自治体があまり関わらず、現状ほとんどの住民の人は知らない状態ではないのでしょうか。公聴会とか行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>現在の対応としては、地元への説明会を行って関係者の理解を得て進めてい</p>

(環境政策課)	<p>くように、県太陽光ガイドラインで、強制力はありませんがお願いをしているところでもあります。本件については、この規模の開発をする場合は、少なくとも土地の地権者や周辺の隣接地の地権者とか周辺自治体には、長く数十年に渡って発電しますので、通常は断りなくということはなく、説明はしたうえで進められていると思います。</p>
西成委員	<p>この案件は、すでに開発が進んでいるものに対して、後追いで外すというのはいかがなものかと思います。通常であれば、その前にやるべきことだと思いますが、その点はいかがでしょう。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>森林に関しましては、開発許可をとって開発が進んで、実際現状が変わってから図面上から除外するというような仕組み・流れになっておりまして、西成委員が言われるように、本審議会に付議された段階では、現状がもう森林ではなくなっているため、いわば追認せざるを得ないところではありますが、ただその場所が違法な形で森林がなくなっているということではなく、きちんと許可を取って、必要な防災措置も講じたうえで開発をしております。</p> <p>今の手続きの進め方としましては、森林法の手続きが進んで完了した後に、図面上のレイヤーを外す、森林の網を外す、いう形になっております。</p>
西成委員	<p>前段階で何度もやり取りがあるということですか。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>行政と事業者の間ではやり取りがあります。ただ、それぞれの土地の利用規制やその上位計画の図面の方については、その調整がついた後に、辻褄といいますか現況に合わせて、図面を書き換えるというような作業になっております。</p>
西成委員	<p>前段階でそういった議論があるなら、色々な人の目が入っていることかと思えます。この場で何かすべてを判断するって言われているとしたら、納得はできなかったですけど、実際は、詳細にそういったものを検討してきたということでしょうか。</p>
事務局 (環境政策課)	<p>そうです。</p> <p>そのプロセスを踏んで許可を出して、工事も完了したため、ベースの図面といいますか土地利用基本計画の図面を、最後訂正しますということで、どちらかというと手続きの完了のご報告のような形にはなります。</p>
西成委員	<p>近年では、熱海で盛土の件があって、当然県の方でも、防ぐための手だてをとっていると思います。</p> <p>ただ、今後、こういった個人の所有物であれば地権者の権利が優先されて、様々な森林地域での太陽光開発を推し進めていくことを認めざるを得ない状況</p>

古田会長	<p>があるとすれば、ここではないとしても、ガイドラインや開発支援というのは考えなければならないのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。これらのことは行政で活かしていただければと思います。委員の皆様の言われたこともごもっともかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、「香川県国土利用計画審議会運営規程の変更」につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (石川環境政策課長)	<p>香川県国土利用計画審議会運営規程の変更について説明します。</p> <p>資料2「香川県国土利用計画審議会運営規程の変更について」をご覧ください。</p> <p>資料にありますとおり、本審議会について、会議の招集及び書面による議決に関する条文を、今回、追記しようとするものです。</p> <p>その内容につきまして、まずは①のご説明をさせていただきます。会議は、現行では、会長が招集することとなっておりますが、今回のように委員の任命後初回の審議会につきましては、会長は不在であることから知事が招集することとするものでございます。</p> <p>続きまして②ですが、会長が認める場合には、書面による可否を委員に求め、その結果をもって会議の議決に代えることができることとするものです。また、書面議決を行った場合は、会長はその結果を書面により速やかに報告するとともに、次回の会議において報告することとします。</p> <p>続きまして③ですが、書面議決を行った場合に、議事録への記載内容を明記するとともに、会長及び会長が指名した委員一名以上が署名を行うこととするものです。</p> <p>次のページをご覧ください。ただいまご説明しました内容の新旧対照表となっておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>変更の理由についてご説明させていただきますと、これまで、今回のように、任命後初回の審議会の開催に当たりましては、知事名により招集を行っているところですが、これが運営規程に明記されていないことから、当課所管の「香川県環境審議会運営規程」を参考に、当該事項を追記したいと考えております。</p> <p>次に書面議決についてですが、ここ数年コロナ禍というなかで、令和3年度につきましては、本審議会が開催されておりませんでした。令和2年度は、通常どおり対面で開催した実績がございます。今後、ウィズコロナの時代に推移すると思われませんが、今回、規程改正のタイミングに合わせまして、書面議決に関する事項を追記したいと考えております。また、国土交通省国土政策局が平成29年4月に策定した「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」によりまして、「土地利用基本計画の総合調整の機</p>

	<p>能に支障を来さない範囲内で、一定の事項に関しては、書面による議決や会長による専決も許容される。」とされておりまして、全国的にも書面開催を行っている団体が複数あると認識しております。こうしたことを踏まえまして、書面開催を可能とする規定を設けることが適当ではないかと考えております。</p> <p>資料2にお戻りいただきまして、施行期日ですが、皆様にご了解が得られましたら、運営規程の改正の手続きを行い、今年度中の改正を予定しております。</p> <p>以上で、簡単ではございますが、運営規程の変更についての説明を終了いたします。</p> <p>よろしく御審議をお願い申し上げます。</p>
古田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、御質問等がございましたらお願いします。</p> <p>(委員からの質問等なし)</p> <p>特に御質問等がないようですので、「香川県国土利用計画審議会運営規程の変更」について、案のとおり変更することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、そのように取り計らわせていただきます。</p>
事務局 (石川環境政策課長)	<p>では、議題は終了となりまして、事務局より、「令和4年香川県地価調査の概要」と「国土の管理構想について」の資料につきまして、御説明をお願いします。</p> <p>(資料3により、令和4年香川県地価調査の概要について説明)</p> <p>(資料4により、国土の管理構想について説明)</p>
古田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>壮大な計画でありまして、実務も大変であると思いますが、よろしく願いいたします。</p> <p>この2件の説明に関しまして、御質問等がございましたらお願いします。</p>
野瀬委員	<p>今のご説明で、地域管理構想とありましたが、これは地域・住民主導で方向性を定めることが目的であると思います。実際、農水省では、「人・農地プラン」において、令和5年度から2年間で地域計画を農地として立てていくこととしており、これと重複する部分が多分にあります。さきほど20年間を目標において10年間で達成していくとの説明がありましたが、タイムラグは発生しないの</p>

	<p>でしょうか。「人・農地プラン」で地域計画を立てた後に、「国土の管理構想」ということで、5年・10年の差が出ることについてどうお考えでしょうか。</p> <p>もう一点、窓口に関しまして、環境森林部環境政策課となるのでしょうか。国土の管理構想は国交省ということで、おそらく土木関係が入ってくるなかで、非常に広範囲になろうかと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (石川環境政策課長)</p>	<p>「人・農地プラン」についてもそうですが、個別法による利用調整が進んでいるものについては、それらを踏まえて整合を取る形で計画に溶け込ませていきますので、双方の作業が無駄になることはないものと認識しております。</p> <p>所管についてですが、国土利用計画法を所管しております環境森林部環境政策課において、総括的な所を担っていくことになると思います。一方で、国土形成計画は政策部が所管していることから、こういった部分を交通整理しながら、と考えております。また、当審議会での審議を賜りながら、という形になろうかと思いますが、所管についてはこれから調整していく必要性があるかと考えております。</p>
<p>古田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、他に、事務局より何かございますか。</p>
<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>さきほど野瀬委員から御質問いただきました、太陽光発電の出力につきまして、回答させていただければと思います。</p> <p>三豊市三野町字塩木山の太陽光事業につきましては、発電した電力を電力会社に売電するために経済産業省の認定を取っており、その内容がHPにて公表されております。その情報によりますと、本事業は3つの計画に分かれておまして、それぞれ、1,990kw、1,890kw、1,890kwとなっており、計6,000kw弱となっております。</p>
<p>古田会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から、他に何かございますでしょうか。</p>
<p>事務局 (環境政策課)</p>	<p>事務局からは、以上でございます。</p>
<p>古田会長</p>	<p>ありがとうございます。これを機会に、最後になりますが御発言がございましたらお願いしたいと思います。</p>

事務局 (環境政策課)	<p>(発言なし)</p> <p>ありがとうございました。それでは、これで本日の議事終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。</p> <p>皆様、本日はどうもありがとうございました。 それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。 古田会長様をはじめ委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。 以上をもちまして、香川県国土利用計画審議会を終了いたします。</p>
----------------	---

会 長

署名委員